

令和2年度「東京都環境影響評価審議会」第一部会（第1回）

日時：令和2年4月22日（水）午前11時～

場所：都庁第二本庁舎31階 特別会議室21

— 会 議 次 第 —

- 1 特例環境配慮書に係る質疑及び審議
多摩都市計画道路3・1・6号南多摩尾根幹線（稲城市百村～多摩市聖ヶ丘五丁目）建設事業 【2回目】
- 2 環境影響評価調査計画書に係る項目選定及び項目別審議並びに総括審議
（仮称）小山三丁目第1地区第一種市街地再開発事業
- 3 その他

【審議資料】

資料1 「多摩都市計画道路3・1・6号南多摩尾根幹線（稲城市百村～多摩市聖ヶ丘五丁目）建設事業」

資料1-1 「多摩都市計画道路3・1・6号南多摩尾根幹線（稲城市百村～多摩市聖ヶ丘五丁目）建設事業」特例環境配慮書 第一回部会審議質疑応答

資料1-2 「多摩都市計画道路3・1・6号南多摩尾根幹線（稲城市百村～多摩市聖ヶ丘五丁目）建設事業」特例環境配慮書 事前質疑応答

資料2 「（仮称）小山三丁目第1地区第一種市街地再開発事業」

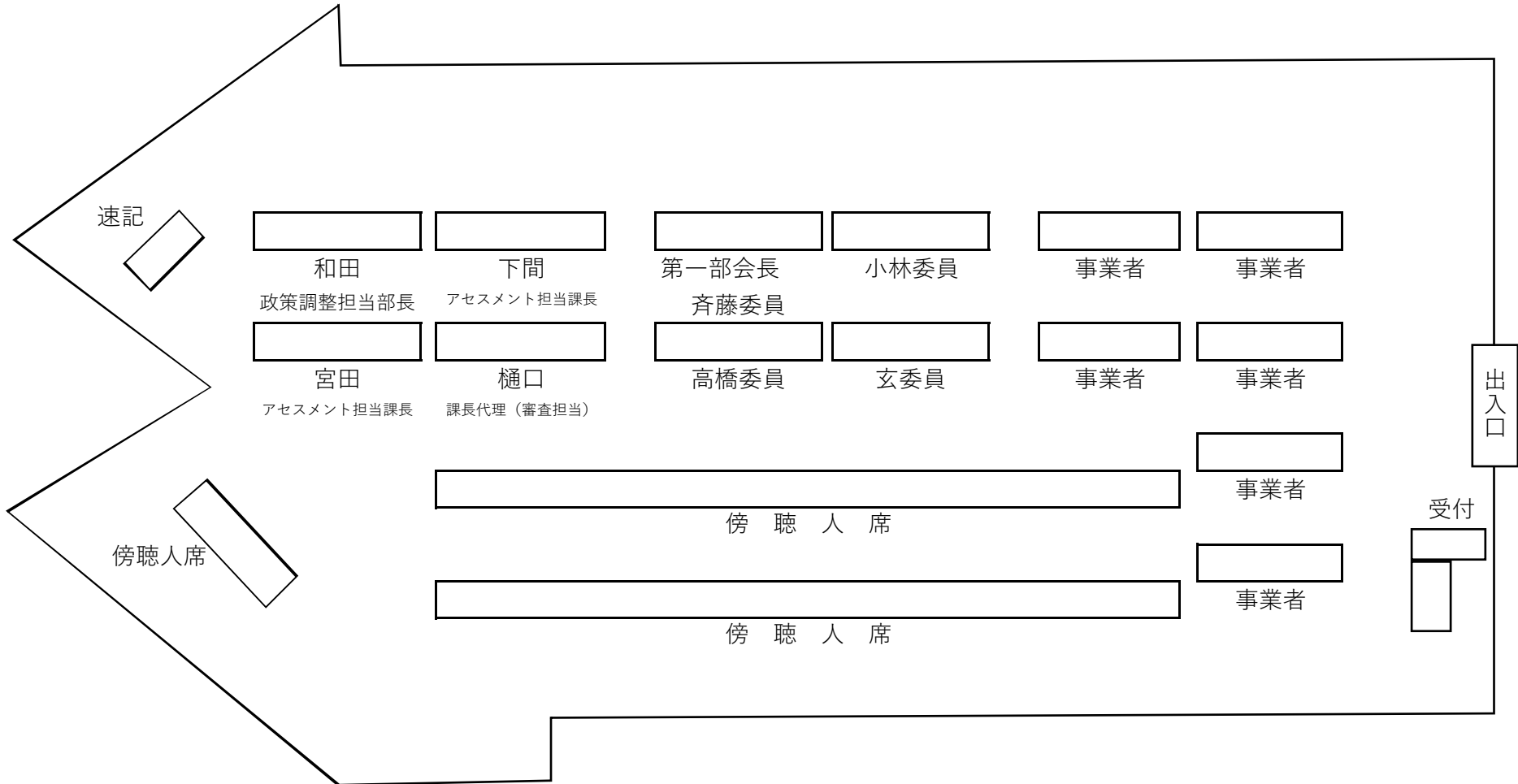
資料2-1 環境影響評価調査計画書に係る環境影響評価の項目選定及び項目別審議について

資料2-2 「（仮称）小山三丁目第1地区第一種市街地再開発事業」に係る環境影響評価調査計画書について（案）

令和2年度「東京都環境影響評価審議会」第一部会 座席配置

日時：令和2年4月22日（水）午前11時～

場所：都庁第二本庁舎31階 特別会議室21



「多摩都市計画道路 3・1・6 号南多摩尾根幹線（稲城市
百村～多摩市聖ヶ丘五丁目）建設事業」特例環境配慮書
第 1 回部会審議質疑応答

項目	番号	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
大気汚染	1	<p>将来の交通量は、現状の交通量がそのまま計画道路にくるように考えているのか。</p> <p>大きいネットワークといった、計画道路ができて増えるというような、範囲を少し広げた考えになっているのか。（森川委員）</p>	<p>平成 22 年度の道路交通センサス、国と各自自治体と共同して進めているデータを用いており、その最新の情報を使っている。</p> <p>エリアについては、資料編の 15 ページに、今回対象となっている多摩市、稲城市、八王子等の地区が、示されている。そのほかも、色が塗ってある部分は細かくゾーンを切って判断している。また、その周りの白抜き部分は、ちょっと粗くしているが、エリアとして位置づけて、広い範囲に基づいて推計している。</p>	2/18 部会にて回答済み
水循環	1	<p>地下水と湿地の関係において、地下水の流動の方向がわかるような情報はどこかに載っているか。（平林委員）</p>	<p>本編 315 ページの右下図面の真ん中よりもやや左側の上の部分に「湿地」と書いて矢印を描いている。地下水の流れとしましては等流線で描いている。</p>	2/18 部会にて回答済み
		<p>湿地を形成する水は、浅い水のほうの水であって、トンネルが通る深さの地下水層とは直接関係がないということでしょうか。</p>	<p>314 ページの図面の中央からやや左側の部分に「共同井戸」と記載がある。湿地は、A 案の上の部分、地上部分が湿地の位置になる。その部分については、ローム層の浅い層に浸水した水が流れ込んでいるという形になっており、トンネルは、下のほうにある Is2、稲城層を掘っていくので、影響はないだろうという判断をしている。</p>	
		<p>影響はないと思うが、これぐらい浅いような湿地であると、雨などの別の要因で枯れたりした場合に、この事業の工事が原因ではないかと言われるような場合があるとも考えられるので、納得いただける形で、工事とこの上の層の湿地の水循環が大きく関係していないというようなことが言えるとよい。</p>	—	

項目	番号	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
生物・生態系	1	<p>計画 A 案の計画道路は、事業者が指摘しているように、自然保護条例により指定された「連光寺・若葉台里山保全地域」の湿地をトンネル構造で通過し、湿地を形成する地下水への影響が考えられる。しかし、事業者は平成 25 年度の既存資料のみを使用しており、今回の計画に対する独自の調査を実施しておりません。配慮書では A 案のトンネルの上にある調査地の 70%は湿性草地群落が占めると報告されており、また、湿地の水環境は湿地の南西の自噴井戸と湿地周辺の湧水が 5 カ所により支えられて報告されている。しかし、湿地の生物や生態系は湿地の水環境により、より大きな影響を受け、湿地環境へ変動的である。したがって、現在の湧水の水量、地下水のデータ、湿地に特有な注目すべき生物については、独自の調査をするのが望ましいと考える。(小堀委員)</p>	<p>湿地への流入量、湿地周辺の地下水についてはモニタリングし、事業者として観測する。あわせて、植生図は、図面をつくり、変化の有無を把握するという形で十分な観測を事業者として行う予定である。</p>	2/18 部会にて回答済み
その他(対象計画案)	1	<p>トンネル等区間の複数案について、基本的に環境面から見ると B 案のほうが、丸がついているのがある。それから、社会・経済的なところも双方余り変わりがないということであれば、B 案で進めていきたいというふうに思っておられるかどうか。事業者として評価したところでは、B 案がトンネル等区間ではよろしかろうという判断だと思っておられるということか。(柳会長)</p>	<p>どちらかに決めるのはもう少し先の段階で、審議会から御意見、知事の意見書を踏まえて判断する。今の段階では、A 案と B 案とで比較すると、若干 B 案のほうがというのが傾向として出ている。</p>	2/18 部会にて回答済み

「多摩都市計画道路 3・1・6 号南多摩尾根幹線（稲城市
百村～多摩市聖ヶ丘五丁目）建設事業」特例環境配慮書
事前質疑応答

項目	番号	指摘、質問事項等	事業者の説明等	備考
騒音・振動	1	<p>工事施行中の建設騒音は地上 1.2 m の高さで予測しているが、中高層住宅が存在する地域(図 10.2-2 の地点②)もあるので、中層階以上に相当する高さでも予測した方が良いのではないか。</p>	<p>工事の施行中における建設作業騒音については、計画道路沿道の住居等が低層住居であることから東京都環境影響評価技術指針(「調査地点の周辺が低層住宅地等の場合の測定点は地上 1.2m 程度」)を参考に、建設機械の稼働位置等を考慮して計画道路敷地境界上の地上 1.2m で予測しています。</p> <p>なお、予測地点②長峰三丁目付近南側の中高層住宅については計画道路の道路端から約 20m 離れた位置に立地していること、また、建設機械の稼働位置が地上付近と低い位置であることから、より影響の大きくなる計画道路敷地境界で予測しています。</p>	
	2	<p>工事完了後の交通騒音は地上 1.2 m 及び地上 4.0 m の高さで予測しているが、中高層住宅が存在する地点(図 10.2-2 の地点②)では、もっと高い位置でも予測した方が良いのではないか。</p>	<p>工事の完了後における交通騒音については、計画道路沿道の住居等が概ね 2 階建の低層住居であることから、東京都環境影響評価技術指針(調査地点の周辺が低層住宅地等の場合の測定点は地上 1.2～5.0m 程度)を参考に、1 階高さ相当の地上 1.2m 及び 2 階高さ相当の 4.0m で予測しました。</p> <p>なお、東京都環境影響評価技術指針(「幹線交通を担う道路に近接する空間の特例が適用される場合は、必要に応じ、その背後地についても調査地点として設定する。」)を参考に、交通騒音については背後地についても予測しました。</p> <p>予測地点②長峰三丁目付近南側に立地している中高層住宅については、特例環境配慮書資料編 80 ページに記載したとおり、住居高さ相当の 11 階までの高さを予測しています。</p>	

項目	番号	指摘、質問事項等	事業者の説明等	備考
騒音・振動	3	<p>p.247 の工事施行中の【予測に反映しなかった措置】によると、「防音ハウス」を使用することになっている。この防音ハウスには、どの程度の遮音効果を見込んでいるのか。遮音効果の目標値を設定して設計するはずなので、その目標値を記載しておくことよと思う（記載しておくこと、事後調査報告の際に利用できる）。</p> <p>また、防音ハウスの構築・解体にも騒音・振動が発生すると思われるが、それらは予測対象にしくてもかまわないのか。</p>	<p>防音ハウスの詳細な仕様については、今後、工事の詳細設計や工事契約後の施工計画の中で検討していきます。</p> <p>また、防音ハウス等の設置に伴う騒音・振動については、特例環境配慮書においてトンネル構造の準備工として予測対象としており、評価の結果は P249、P251 に記載しているとおり、環境確保条例に基づく勧告基準を下回る結果となっています。なお、防音ハウスの解体に用いる建設機械は、設置時と同様であると想定しています。</p>	
	4	<p>p.247 の工事完了後の【予測に反映した措置】によると、トンネル東側坑口の北側側壁には吸音対策を実施することになっているが、南側には不要ということか。</p> <p>また、トンネル西側坑口には同様の対策は不要なのか。</p>	<p>側壁に設ける吸音対策は、本線の自動車走行音が側壁に反射して伝搬する音を抑えるものであり、今回、トンネル東側坑口の北側側壁に設ける吸音対策は、予測地点②長峰三丁目付近の南側背後地に立地する中高層住宅上層階への騒音影響を抑えるための措置です。</p> <p>南側側壁への吸音対策は、計画道路の北側に中高層住宅がある場合に有効な対策ですが、当該北側地域は住居等の保全対象が立地してないことから予測対象としていません。</p> <p>また、予測地点①聖ヶ丘四丁目付近のトンネル西側坑口については、沿道に中高層住宅が立地しておらず、低層住居が保全対象であることから、特例環境配慮書に示した遮音壁等の保全措置により環境基準を下回り、側壁への吸音対策を講じる必要はないと予測しています。</p>	

項目	番号	指摘、質問事項等	事業者の説明等	備考
	5	<p>地点④、地上 4.0 m での交通騒音の予測値(表 10.2-25(2))が、昼間、夜間とも基準値に近い値になっている。万が一基準値を超えた場合を想定して、対応策の検討が必要ではないか。</p>	<p>予測地点④川北下付近では、低騒音舗装を採用するとともに、車道の両側に高さ 1.5mの遮音壁を設けることにより、沿道の騒音レベルは環境基準を下回るものと予測しています。</p> <p>今後、工事の完了後には東京都環境影響評価条例に基づく事後調査を実施し、予測結果を検証するとともに、環境保全のための措置の実施状況について明らかにします。その結果、環境に著しい影響を及ぼすおそれがあると認められる場合は、環境の保全について必要な措置を講じます。</p>	
騒音・振動	6	<p>表記上の問題だが、以下の 3 点を挙げる。</p> <p>(1)表 10.2-6～表 10.2.12の騒音・振動の基準値が、どのような測定量についての基準値なのかを明記しておくとう分かり易いと思う(例えば騒音なら、L_{Aeq} なのか、L_{A5} なのか)。</p> <p>(2)工事完了後の騒音の予測方法(p.236)について、「ASJ-RTN-Model 2013」の予測モデルを使用した旨を記載しておくとう良いと思う。</p> <p>(3)工事完了後の振動及び低周波音の予測方法(p.237)について、「道路環境影響評価の技術手法(平成 24 年度版)」の予測モデルを使用した旨を記載しておくとう良いと思う。</p>	<p>(1) ご指摘の通り、表 10.2-6 環境基本法に基づく「騒音に係る環境基準について」であれば、「騒音の評価手法は、等価騒音レベルによるものとする」と記載する等、環境影響評価書において対応します。</p> <p>(2) 工事完了後の騒音の予測方法について、「ASJ-RTN-Model 2013」の予測モデルを使用した旨は、特例環境配慮書資料編 P67 に記載していますが、ご指摘の通り、環境影響評価書においては本編にも記載します。</p> <p>(3) 工事完了後の振動及び低周波音の予測方法について、「道路環境影響評価の技術手法(平成 24 年度版)」を使用した旨は、特定環境配慮書資料編 P75、P77 に記載していますが、ご指摘の通り、環境影響評価書においては本編にも記載します。</p>	

第一部会 審議資料

環境影響評価調査計画書に係る環境影響評価の
項目選定及び項目別審議について

(年月日) 令和2年4月22日

(事業名称) (仮称) 小山三丁目第1地区第一種市街地再開発事業

1 選定した環境影響評価の項目 12項目 (選定した理由 P73~74)

大気汚染、騒音・振動、土壌汚染、地盤、水循環、日影、電波障害、風環境、景観、自然との触れ合い活動の場、廃棄物、温室効果ガス

【大気汚染、騒音・振動 共通】

計画地周辺では他の事業が施行又は計画されていることから、周辺事業の実施に伴う工事用車両及び関連車両の影響について可能な限り把握するとともに、将来交通量を適切に算定すること。

2 選定しなかった環境影響評価の項目 5項目 (選定しなかった理由 P75)

悪臭、水質汚濁、地形・地質、生物・生態系、史跡・文化財

意見なし

3 都民の意見及び周知地域区長の意見

別紙のとおり

「（仮称）小山三丁目第1地区第一種市街地再開発事業」環境影響評価調査計画書に対する都民の意見書及び周知地域区長の意見

1 意見書等の件数

都民からの意見書	0 件
周知地域区長からの意見	2 件
合 計	2 件

2 周知地域区長からの意見

【品川区長】

環境全般

工事中及び供用開始後における関連車両の出入りが、一般車の通行に影響を与えないよう、適正な運行管理や走行ルートの設定等について、関係機関と十分協議し、周辺の交通渋滞の防止や地域住民への交通安全の確保を十分に行ってください。

環境項目について

- 1、電波障害、風環境、景観等については、周辺開発等も考慮し、周辺環境と調和のとれたものとすべく評価計画をお願いいたします。電波障害においては、影響範囲に多くの住居や学校があることから、障害が発生した場合には迅速に対応してください。また、予測範囲外の地点においても、本件が原因で障害が発生した場合は同様に対応してください。
- 2、評価計画に当たっては、「武蔵小山周辺地域街づくりビジョン」に基づき、周辺を含んだ生態系や緑地（林試の森公園）への影響も考慮してください。

【目黒区長】

生物・生態系

「目黒区生物多様性地域戦略」では、都立林試の森公園を含めた周辺を「めぐろの森」の一つである「下目黒不動の森」として位置付けている。「めぐろの森」は、区外からのいきものの供給等の機能を持つ、核となる緑地が広がる一帯としており、当該地区は近接した場所にあり、生物多様性に配慮した計画とすること。

景観

緑化景観の部分では、単に量的な緑の確保だけでなく、生物多様性に配慮し、質を高める視点を導入すること。

自然との触れ合い活動の場

生物多様性に配慮した自然との触れ合い活動の場とすること。

「（仮称）小山三丁目第 1 地区第一種市街地再開発事業」に係る環境影響評価調査計画書について（案）

第 1 審議経過

本審議会では、令和 2 年 1 月 16 日に「（仮称）小山三丁目第 1 地区第一種市街地再開発事業」に係る環境影響評価調査計画書（以下「調査計画書」という。）について諮問されて以降、部会における審議を行い、周知地域区長の意見等を勘案して、その内容について検討した。

その審議経過は付表のとおりである。

第 2 審議結果

【大気汚染、騒音・振動 共通】

計画地周辺では他の事業が施行又は計画されていることから、周辺事業の実施に伴う工事用車両及び関連車両の影響について可能な限り把握するとともに、将来交通量を適切に算定すること。

第 3 その他

環境影響評価の項目及び調査等の手法を選定するに当たっては、条例第 47 条第 1 項の規定に基づき、調査計画書に係る周知地域区長の意見及び今後の事業計画の具体化を踏まえて検討すること。

なお、選定した環境影響評価の項目のほか、事業計画の具体化に伴い、新たに調査等が必要となる環境影響評価の項目が生じた場合には、環境影響評価書案において対応すること。

【審議経過】

区 分	年 月 日	審 議 事 項
審議会	令和 2 年 1 月 16 日	・ 調査計画書について諮問
部 会	令和 2 年 4 月 22 日	・ 環境影響評価の項目選定及び項目別審議 (大気汚染、騒音・振動、土壌汚染、地盤、 水循環、日影、電波障害、風環境、景観、自 然との触れ合い活動の場、廃棄物、温室効果 ガス) ・ 総括審議
審議会	令和 2 年 4 月 28 日	・ 答申 (予定)